

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成31年2月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

在宅医療・介護連携推進事業支援業務委託

(2) 目的

区では、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおり、各地区の地域包括支援センター（以下、あんしんすこやかセンターという）に在宅療養相談窓口を設置するとともに、各地区に医師を配置し、医療的助言を通して医療職・介護職の連携を図る地区連携医事業を実施している。本件は、あんしんすこやかセンターにおける医療スキルの向上を図るために、情報提供や研修の実施など、区民が住み慣れた自宅で安心して療養生活をおくれる体制強化のための技術的支援を目的とする。

(3) 実施内容

区が作成する「平成31年度在宅医療・介護連携推進マニュアル」に基づき、次の①～③を区と協議の上実施する。また、業務の進捗確認や事業実施に向けた企画、課題検討を行うため、下記5(1)に記載の担当課、及び関連所属と毎月1回、打合せを行う。

①在宅医療・介護連携推進担当者連絡会の運営

各あんしんすこやかセンターの相談支援等に関する情報を共有し、困難事例等の対応を学び合うために開催する在宅医療・介護連携推進担当者連絡会(年4回程度)の運営を行う。

i 各あんしんすこやかセンターから寄せられた医療機関情報の情報提供を行う。

ii 各あんしんすこやかセンターで受けた在宅療養相談の内容を収集・分析する。

iii 在宅療養に関する困難事例の検討を行う。

iv 医療・介護関連の制度改正、他自治体の取組み等の情報を収集・周知する。

v 医療職が参加する会議等(10回程度)を傍聴し、区の在宅医療・介護連携の状況に関する情報収集を行う。

②あんしんすこやかセンターの相談技術向上のための研修の実施

在宅療養推進に向けた国や都、他自治体の取組み状況、在宅療養相談窓口の役割・課題、病院機能、退院調整等に関する研修会を年1回開催し、あんしんすこやかセンターにおける相談支援スキルの向上を図る。

③あんしんすこやかセンターと病院入退院調整担当者との意見交換会の開催

医療と介護の連携を円滑に、より効果的に推進するため、年1回、あんしんすこやかセンター職員と病院の入退院調整担当者との意見交換会を開催する。

(4) 履行期間(予定)

平成31(2019)年4月5日から平成32(2020)年3月31日まで

2 参加資格

平成27年度の介護保険法改正により国から示された「在宅医療・介護連携推進事業」について、区市町村が主体となって取り組むこととされた医療と介護の連携に関する知識・経験があり、過去3年以内に官公庁と在宅医療・介護連携推進事業に関連する契約の実績を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同上第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (6) 労働関係法令に違反していないこと。

3 提案書等の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 本件に類似・関連する事業の実績
- (2) 専門的知識に基づく企画提案内容の具体性
- (3) 実施体制
- (4) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区保健福祉部調整・指導課 地域医療担当
(世田谷区役所第2庁舎2階、23番窓口)
電話：03-5432-2649 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成31年2月1日(金)から平成31年2月14日(木)午後4時まで

場所：上記(1)担当部課

方法：窓口で説明書、及び、第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第27回医療連携推進協議会資料、平成30年度在宅医療・介護連携推進マニュアル等参考資料を直接交付する。(説明書は区のホームページでも閲覧可能)

ホームページ：<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/148/15587/d00164122.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：平成31年2月14日（木）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課

方法：持参、または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 招請通知の送付

参加表明書により参加資格の確認を行い、参加資格を確認したものについて、2月15日（金）に招請通知を郵送する。

(5) 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：平成31年3月7日（木）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課

方法：持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）担当部課に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。

(11) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(12) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。

(13) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

(14) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(15) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

(16) 提案書の提出後に2. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(17) 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」（別紙）を遵守すること。

(18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。

- (19) 当該業務の委託契約の締結は平成 31 年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。